

第2部

成年後見人等の 養成・確保の現状と課題

I 成年後見制度の利用状況

2000（平成12）年4月から改正成年後見制度が施行されている。改正制度施行後、利用数は、旧制度（禁治産・準禁治産制度）の時代に比し、飛躍的に増大した。改正法施行直後の1年間の後見開始申立件数が7451件で前年度の禁治産宣告申立件数2963件の2.5倍に、保佐開始申立件数は884件で対前年比約1.3倍に増加し、2005年3月まで過去5年間の成年後見制度（法定後見）申立総数は、6万9578件となっている（最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」から）。このうち、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、家庭問題情報センター等の推薦による第三者の専門家後見人の選任状況は下記の表とおりであり、年々増加している。また後見人等の選任数に占める専門家後見人の割合も、2000年度10%、2003年度は約17%、2004年度は約20%となっている。

年度	弁護士 (人)	司法書士等 (人)	司法書士	社会福祉士
00	166	117		
01	626	395		
02	760	814	610	142
03	952	1390	999	313
05	1060	1729	1179	405
合計	3594	4445		

他方、認知症高齢者数は150～170万人と推計されており、成年後見を必要としながら、その利用から疎外されている高齢者が数多く存在する。高齢者人口の増加に加えて核家族化傾向もはなはだしく、今後一人暮らしの高齢者が激増することが予想されている。

このような状況と対比すると、現状の利用件数はまだまだ少ないとわざるを得ない。2005年において、訪問リフォーム詐欺が大きく報道されたとき、報道機関はこぞって成年後見制度の活用を訴え、同時に制度が知られていない、PRが不足していると指摘した。2005年5月に改正された介護保険法は、権利擁護を市町村の責務としたが（介護保険法115条の38第1項4号）、そのなかで成年後見制度の活用が大きな柱と位置づけられている。さらに、2005年11月制定された高齢者虐待防止法（正式名称は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護

者に対する支援等に関する法律」は、虐待防止のために成年後見制度を位置づけ、同法28条は、成年後見制度の周知のための措置や制度利用の経済的負担の軽減措置を講ずることを国と地方公共団体の責務とした。

このような状況を背景に、周知度が一層高まり、利用件数はさらに大きく増加すると予測されている。

II 第三者後見人等に要求される専門性

成年後見が必要とされる事案には、親族間の対立が激しい事案や虐待が行われている事案、また法的紛争のある事案、第三者による権利侵害がなされたあとの救済が必要なものほか、福祉施設利用契約や日常の金銭管理、身上監護を中心の事案などさまざまなものがある。必要とされる事務処理にはさまざまな内容があり、それに応じて要求される専門性も異なってくる。親族間の利害対立や法的紛争性が強い事案については、弁護士としての専門性や調整能力が求められ、身上監護を中心とする事案では社会福祉や家族問題に関する専門性が要求される。その中間的な事案には司法書士がふさわしいであろう。このように、事案や求められる支援の内容により適切な第三者後見人等の候補者は異なる。ただし、後見人等には身上配慮義務が存することから、身上監護に関する最低の知識はどういう案件においても必要であることは忘れてはならない。

III 後見人等候補者推薦団体の候補者養成の現状

後見人等の候補者については、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、家庭問題情報センター、税理士会などが家庭裁判所に対して候補者を推薦し、家庭裁判所では、申立人が後見人等候補者を推薦していない場合や、申立人の推薦する候補者が相当でないとき、これらの団体の推薦に基づいて後見人等を選任している。その選任にあたっては、要求される後見事務の内容に従い、それにふさわしい専門職が選任される。

次に、主な団体の候補者養成等の状況を次に示す。

1 弁護士会

(1) 弁護士会における支援センターの設立

高齢者の財産被害、権利侵害が多発するという状況を踏まえて、弁護士会が初めて財産管理支援の組織を設立したのは、改正成年後見制度が施行される以前の1997年（平成9）年4月、第二東京弁護士会の財産管理センター「ゆとりーな」であった。これは高齢者を対象とする財産管理の受任弁護士を紹介する制度として発足したものであったが、1998年5月には、大阪弁護士会が高齢者と障害者を対象とした財産管理・身上監護支援の支援センター「ひまわり」を設立し、続いて東京弁護士会も、1999年10月から高齢者・障害者総合支援センター「オアシス」の運営を開始した。その後、各地弁護士会で高齢者・障害者支援機構が次々と設立され、2005年12月現在、全国52弁護士会中51弁護士会で高齢者や障害者のための支援機構を運営している。

(2) 成年後見支援の内容

このように弁護士会の制度は、当初、高齢者のための財産管理支援からスタートしたが、現在は、多くの会が財産管理と身上監護の両面から法的支援を行う制度を運用し、同時に家庭裁判所に後見人等の候補者を推薦している。

家庭裁判所に対し、後見人等の候補者を推薦するシステムとしては、後見人等候補者の氏名を記載した登録者名簿を作成して家庭裁判所に提出し、その名簿の中から家庭裁判所が特定の候補者を選任する運用と、弁護士会において候補者名簿を作成して保管し、家庭裁判所から案件ごとに推薦の要請を受けて候補者を個別に推薦するという運用が行われている。

推薦する候補者については、その専門性を高めるため、各地の弁護士会が独自の研修を行うとともに、日本弁護士連合会でもサテライト放映による全国向けの研修を行っている。研修に力を注ぐのは、弁護士は一般的な法律専門家ではあるが、成年後見法分野には特別の法的運用があるため、これを身に付ける必要があり、また福祉制度や障害をもつ者との対応などについては必ずしも専門性をもたないからである。研修は候補者名簿登録の当初だけではなく、恒常的に行うこととしている。さらにより利用しやすい運用を目指して改善のための研究活動なども行っている。

また、多くの弁護士会が独自の監督システムを設け、後見人等が後見実務上で直面する問題点について助言指導するとともに、登録弁護士には弁護士賠償保険に加入することを条件とするなどして制度の信頼性を高めることに努力している。

しかし、後見人等の候補者として全国の弁護士会に登録されている弁護士数は合計で約3000名、実働数はこれを2～3割下回り、さらに東京での登録者数は約300名程度にとどまっている。登録者は、すでに複数の後見等の選任を受けている状況にあるが、弁護士の場合、国選弁護、法律扶助事件、人権擁護活動その他公益活動が山積しているためか、登録

者数は増加していない。今後増大する成年後見利用者に対応するため、登録者数を増加させることが大きな課題となっている。

2 司法書士会

(1) 司法書士会における「社団法人成年後見センター・リーガルサポート」の設立

日本司法書士会連合会においては、1994年（平成7年）2月に「第1回ころばぬ先のシンポジウム」を開催し、同年8月には「成年後見制度創設推進委員会」を組成し、成年後見制度の構築に向けた本格的な活動を始めることとなった。その後、1995年の「第2回ころばぬ先のシンポジウム」の開催および「財産管理センター構想」の提示、同年から1997年にかけてのカナダ・アメリカ・ドイツの海外視察、相談活動、法務省への「成年後見法大綱」等の提出後、1999年1月には「成年後見センター設立準備対策部」を設置し、同年12月には司法書士約3300名の入会を得て高齢者・障害者等の権利の擁護および福祉の増進に寄与することを目的に「社団法人成年後見センター・リーガルサポート」（以下、「リーガルサポート」という）を設立した。翌2000年には全国に50支部を設置した。

リーガルサポートの正会員は、司法書士および司法書士法人で構成されている。法人を設立してから5年間ほどは会員数が3000名から3300名の間に推移していたが、最近は急激な増加傾向にあり、2006年3月末日現在の会員数は3773名に達している。これは司法書士の間で成年後見業務が特別な仕事ではなく、通常業務の一つとして認識され始めている影響ではないかと思う。しかし、司法書士会員数が全体でも約1万8000名という現状を考えると、入会者数にも一定の限界を認めざるを得ない。つまり、仮に全会員の半数が入会したとしても約9000名にとどまらざるを得ないからである。また、実際に後見活動ができるのは後述する後見人等候補者名簿に登載されている約2400名であり、実働数は会員数を下回ることになる。リーガルサポートは、会員数を当面5000名に増加させること、同時に後見人等候補者名簿登載者を増加させることが今後の大きな課題としている。

リーガルサポートでは現在、全国50の司法書士会と連携し高齢者や障害者等の方々への権利擁護活動を活発に行っている。

(2) 成年後見養成研修の内容

リーガルサポートにおいては司法書士を対象に継続的な成年後見人養成研修を行っており、合計18単位（18時間）の定められた研修を履修することが後見人等候補者名簿に登載される条件としている。つまり、司法書士という資格だけでは後見人等としてふさわしくないことを明らかにしている。この後見人等候補者名簿が各地の家庭裁判所に提出され、この中から後見人等が選任されている状況である。

研修カリキュラムは後掲【資料1-1】のとおりであり、身上監護を含む多岐の分野に及んでいる。なお、研修は必修科目と一般科目に分かれており、必修科目としては「人権・倫理関連分野」「福祉・医療関連分野」「成年後見法実務関連分野」となっており、現

在は特に後見人等としての倫理の研修に力を注いでいる。

また、リーガルサポートの後見人等候補者名簿に登載されることが家庭裁判所や一般の方へ後見人等候補者として推薦する条件となっているが、この後見人等候補者名簿は2年ごとに更新することとなっており、更新するためには合計12単位（12時間）の研修を履修することがその条件となっている。つまり、会員に更新研修を課すことで、新しい情報を修得しそのスキルアップをすることと、さまざまな講義を受講することで後見人等として独善に陥ることのないような配慮がなされている。なお後見人等候補者名簿に登載されている会員には、リーガルサポートが加入する業務賠償保険が適用されることになる。

なお、リーガルサポートでは数年前より複数の支部において「一般人向け成年後見人養成講座」を開催している。これも継続事業として行っていくことを予定している。

(3) 執務支援体制の充実へ

リーガルサポートにおいてもさらに会員を増加させないと、今後の第三者後見人等の需要に応えきれなくなるという危機感をもっているが、もう一つの大きな課題として、後見人等に就任している会員の執務を支援する体制を充実させることが急務と考えている。2006年は全国50の支部の執務支援体制を充実させることを、リーガルサポート内部の最大の目標としている。またそのことが会員の増加にもつながっていくと考えている次第である。

なお、リーガルサポートでは、学者、元裁判官、弁護士、公証人等10名から構成される業務審査委員会を設け、会員の個別事案に対して意見や判断を求めるなどして、適正な執務の遂行に努めている。

(4) 信頼を確保するために

高齢者・障害者の権利の擁護と福祉の増進に寄与することを目的として設立されたリーガルサポートの会員に課せられた期待と責任はきわめて重いものがある。

特に、後見事務の対象となる本人やその関係者等から受任事件報酬以外の金銭、物品、不動産その他の財産上の利益を收受することや、贈与・遺贈を勧誘・要求したりすることは、執務の公正さに対して不信感や疑念を抱かせる結果となり、ひいては成年後見制度そのものに対する信頼を損ねることになりかねない。

よって、リーガルサポートの会員による執務の公正さとこれに対する信頼を確保するため会員執務規則を策定している（後掲資料【1-2】）。

3 社会福祉士会

(1) センター設置の経緯

成年後見制度がスタートした2000年は、福祉分野においては、介護保険に象徴される契約福祉の時代の幕開けの年でもあった。契約福祉を支えるものとして、利用者の自己決定を尊重し、判断能力の不十分な者の権利を擁護する制度が不可欠であった。日本社会福祉

士会は、新しい成年後見制度が判断能力の不十分な者に対する権利擁護＝アドボカシー制度として活用されることを目指して、制度の受け皿づくりに取り組んできた。

1996年には「成年後見制度研究委員会」を設置し、民法改正に対する意見具申を行った。1998年には、新しい成年後見制度のスタートをにらんで組織的準備に着手し、10月から社会福祉士の成年後見人候補者養成研修を開始した。翌1999年10月には「日本社会福祉士会成年後見センターぱあとなあ」を設立するとともに、都道府県支部における「支部ぱあとなあ」の設置に着手した。2005年4月には、全国の都道府県支部に「支部ぱあとなあ」が設置された。なお、2003年4月には、成年後見にかかる活動を権利擁護の課題により明確に位置づけるため「権利擁護センターぱあとなあ」に改称している。

(2) 「ぱあとなあ」の現状

(A) 後見人等候補者の養成

日本社会福祉士会は、新しい成年後見制度の理念の一つである身上監護を担うる後見人等候補者を養成するために、社会福祉士を対象にした後見人等候補者養成に取り組んできた。

社会福祉士は、福祉の専門職であるが、その援助場面においては本人の意思と援助者が必要と思う福祉サービスや保護が調和しているとは限らないこともある。後見人等の場合は、何より「本人の意思の尊重」という価値を体現することが求められことになる。このため、後見人等養成研修にあたっては、従来のソーシャルワークの知識や技術だけでなく、権利擁護の立場、視点、方法を明確にすることと、社会福祉士にとって不足しがちな法律や財産管理についての知識や方法を学ぶことに重点をおいてカリキュラムを編成した（後掲【資料2】参照）。

養成研修は、1年の通信過程とスクーリングで行われ、1期350名～400名の養成を行ってきた。これまでの養成研修修了者は、約2200人となっている。

(B) 候補者名簿と候補者紹介

養成研修修了者は後見人等候補者名簿に登録される。2005年度の名簿登録者は、約1400人である。候補者名簿は、都道府県支部を通じて家庭裁判所に提出される。

候補者の紹介としては、家庭裁判所から名簿に基づき支部ぱあとなあに推薦依頼がある場合と名簿登録者個人に受任要請がある場合とがある。また、関係機関等から申立段階での候補者や相談担当者の紹介依頼もある。

(C) 後見人等の受任

社会福祉士の後見人等の2005年7月現在の受任状況は以下のとおりである。

受任者（任意後見契約者を含む）は、約520人である。受任件数は、法定後見が943件（うち市町村申立て244件、約26%）、任意後見が107、後見監督人12件、合計1062件（前年同月740件の約1.4倍）となっている。

社会福祉士の成年後見受任の特徴としては、市町村長申立案件の受任割合が多いことが

あげられる。最高裁判所統計（「成年後見事件の概況・平成16年4月～17年3月」）によれば、市町村長申立て件数の全申立て件数に占める割合は、約3%となっている。これに対して、社会福祉士の受任件数に占める市町村長申立ての割合は約26%となっている。これは、市町村長申立てを必要とする案件は、身寄りがないなど親族のサポート体制に課題がある場合や多様な生活課題を抱えている場合などより身上監護を軸とした後見活動の必要性が高いことを反映しているものと思われる。

日本社会福祉士会では、年2回後見活動報告書の提出を義務づけるとともに、支部はあとなあでの事例検討会の実施等を通じた支援体制を整備している。

(3) 課題

日本社会福祉士会では、2006年4月から地域包括支援センターがスタートし成年後見制度利用支援等の権利擁護業務が開始されることにともない、社会福祉士への後見受任のニーズは高まるものと予想し、後見人等候補者の確保、受任者支援の強化に取り組んでいる。

社会福祉士は、他の専門職と違って多くの会員が所属事業所に勤務しており、後見人等の受任にあたっては、所属長への兼業許可願いの提出や、有給休暇や休日を使って事務の遂行をしなければならないという制約を受けている。一部の独立して社会福祉士事務所等を開設し後見活動を行っている会員を除いては、受任可能な件数も数件にとどまらざるを得るのが現状である。このため、社会福祉士の場合は、他の専門職以上に広く人材を求めることが必要となっているが、それを可能とするためには公益性のある後見業務についての社会的認知を通じて、職場等の理解を深めていくことが不可欠となっている。

社会福祉士会では社団法人格を取得する支部が増加しており、支部による法人後見や法人後見監督の取組みも開始されている。法人後見という新しいメニューを使って、多問題ケースや親族後見人の監督等へのばあとなあとしての対応力を強化することが可能となるであろう。また、後見人等の受任にあたって前述のようなさまざまな制約を抱える社会福祉士の後見活動の領域とスタイルを拡大していくと考えている。

第三者の後見人等に対するニーズは確実に高まるものと思われるが、専門職団体の自己努力には限界があり、公的施策による第三者後見人等の確保を検討すべき時期であると考える。

IV 新たな後見人等候補者の養成

以上のとおり、後見人等の候補者として全国の各弁護士会に登録されている弁護士数は約3000名、リーガルサポートに登録されている司法書士数は3773名、社会福祉士会は約1400

名にとどまっている。さらにその実働数はこれを2～3割下回る。

これに対し、すでに選任された専門職後見人等の数は累計で8000名を超えており、現状でも、専門職は複数の後見人等の選任を受けており、各団体とも登録者数を一層増加させないかぎり、今後増大する推薦要請に対応しきれないことが予想される。各団体とも登録者の増加に向けて努力しているが、それにも限界がある。

また、財産の少ない成年後見事案については報酬等が十分確保できないことから、引き受け手が少ないとという実情がある。このため、現状では各団体の有志がボランティア的な取組みで対応しているが、前述の選任数、登録数からみてもかなり限界に近づいている。

他方、日常的な金銭管理を中心の事案では、必ずしも専門性は要求されない。現実には8割もの親族後見人が後見業務を行っていることをみても、このような事案の後見事務の処理は、法律や福祉の専門職でなくとも可能である。したがってまた、このような事案では、特に専門資格のない者であっても、後見実務を処理することは可能である（ただし、福祉関係者については、成年被後見人等となる者との利害相反関係とならないかという点に注意する必要がある）。

むしろ、必ずしも専門性を要求されない事案についてまで、前記専門職が後見人等に就任する必要性は乏しいともいえる。

成年後見制度の利用を必要とする者がいるにもかかわらず、後見人等の候補者数が限られているために利用できないなどという事態が生ずることは、絶対に避けなければならない。他方、介護保険法や高齢者虐待防止法にみられるように、成年後見は福祉的機能を果たすものであり、したがって社会全体で制度を支えるべきである。

そこで、前記専門職以外の市民の中からも、後見人等の候補者を養成し、専門性が要求されない成年後見事案については、この候補者を積極的に活用することが考えられる。この後見人等候補者は、高齢者や障害者に対する福祉的観点から社会に貢献しようという意欲をもつ市民等を対象とすべきである。社会貢献的意欲を要件とするのは、後見が本人の身上と財産について大きな権限をもつこととなる職務であるため、これに携わる者に一定の倫理観が必要だからである。

V 市民後見人の養成

このような状況において、すでに一般市民を対象とした後見人等の養成が各自治体、NPO等で着々と進められている。弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等の職能団体が後見人等候補者を早急に養成することが困難な状況にあることを鑑みると、後見人等不足を補うものとして意義ある事業といえよう。

しかし、一般市民がなり手となる後見人等といえど、本人の権利擁護者である点においては専門職後見人等と同質であり、また後見人等としての責任が決して軽減されるわけではない。それを踏まえると、後見人等には専門職と同様に、実務上の疑問などを相談できる窓口、フォローアップ研修を行う体制、家庭裁判所等と連携する体制などが周到に用意されていなければならない。

したがって、1回の養成研修を行えば「それで修了」ではなく、むしろ重要なのは養成研修を修了した市民を継続して支えていくというバックアップ体制を構築していくことがある。このバックアップ体制がなければ、一般市民が丸腰に等しいまま現場に送り出されることになり、これではせっかく意欲を示した市民に対して酷といわざるを得ない。

そこで、現行の法制度の枠組みを前提として、実際に後見活動が可能な後見人等をどう養成・確保するかについてその方策を示すものとする。

1 市民後見人のイメージ

一般市民がなり手となる後見人等を、ここでは「市民後見人」と名づける。市民後見人は、成年後見制度をより身近に、しかも利用したいときには誰でも利用できるようにしなければならないという社会的要請と、良質な後見人等の養成は国等の社会的責任であるという命題から生まれたものである。そして、単なるボランティアや臨時的なものではなく、研修等により後見活動に必要な法律・福祉の知識や実務対応能力を備え、自発的に本人の利益のために諸活動を行う者をイメージしている。

世田谷区ではすでに「区民後見人」という名称が用いられ、その養成が行われているが、区民であれ県民であれ一般市民を給源にしていることに変わりがない。市民後見人という統一名称を用いることにより、新たなる後見人像が醸成され、今後その活動が社会的にも注目を集めるとともに、より魅力ある社会貢献活動として地域に定着していくことが期待される。

2 対象者について

高齢者や障害者に対する福祉的観点から、社会に貢献しようという意欲をもつ市民を対象とする。資格の有無は問わないが、今までの経験やボランティア活動等を通して得た一定の専門知識や社会的経験があることが前提となる。実際は書類や面接等により動機、資質などを把握し、養成対象者を選考することになる。

なお、ドイツ・ミュンヘン市では、職業世話人の希望者から履歴書を送ってもらい、職歴、犯罪歴、特別な宗教活動の有無、得意分野（語学、会計、福祉等）等をみたうえで面接して決めている。選考にあたっては研修は課されておらず、とにかく「誠実な人」に職業世話人になってもらいうその後の実習や研修によって能力を高めていくという方針とのことであり、ここから学ぶことは多い。

3 養成研修

すでに数多くの養成研修が実施されている。地域性等を考慮し、さまざまなプログラムが展開されることは現実的であるが、市民後見人として活動していくにあたり、最低プログラム立案に組み入れるべき事項を確認しておきたい。

- ① 成年後見制度と、後見人等の職務の内容
- ② 後見事務を行うための知識
- ③ 地域で連携すべき専門機関、専門職と、その連携方法
- ④ 実習、演習

養成のカリキュラムは、市民後見人の質の担保にとって大変重要な問題である。座学だけではなく、模範的な後見人等の実際の実践から学び取ることができるような実習や演習が必要である。

演習では、判断を実際に求められる場面などを設定し、どう判断するかなどを実践に即して教育する機会も必要である。また実習では、養成講座で学んだ対象者や専門職・機関との連携の実際等についての理解を深める場とすべきである。

4 市民後見人としての留意すべき事項

社会に貢献しようとする意欲を高く評価する。一方、市民後見人は権利擁護者としての活動も期待され、かつ財産管理などを行うことになるので、市民後見人としての倫理や一定の規律を守ることが求められる。

- ① 市民後見人は、必ず後述するサポート組織に属し、会員としての連絡や指導を受けなければならない。これは義務であるとともに、必要な実務支援を受けることができるという権利でもある。特に現状では養成研修を終了したとしても、すぐには後見人等に選任される状況はないので、この間、研修会や経験交流会等に積極的に出席し、市民後見人となるための準備を重ねるべきである。
- ② 市民後見人は、サポート組織の行う研修やフォローアップ研修を受け、実務能力の向上に努めなければならない。
- ③ 市民後見人は本人の最善の利益を優先し、適切な保護・支援をしなければならない。
- ④ 市民後見人は、家庭裁判所、行政機関、法律や福祉の専門家等と協力し、連携を図るように努めなければならない。
- ⑤ 市民後見人は、倫理上、本人、その家族から財産の寄付、贈与などを受けてはならない。

5 市区町村、NPO等の役割

(1) サポート組織の結成

一般市民は、一定の研修を経て市民後見人として活動することが期待されている。しかし、高齢者・障害者に対する継続的支援は以下に述べる理由により一人の市民後見人のみでは困難である。サポート組織に所属し、そこから一定の支援やコントロールを受けることにより初めて権利擁護者としての適切な役割が果たせると考える。したがって、市民後見人の養成事業に着手している各自治体・NPO等にあっては、専門職団体や諸外国の仕組みを参考にしてあわせてサポート組織を立ち上げることがその事業開始の絶対条件と考える。

(A) 相談窓口

成年後見制度は、法律・福祉・医療などが交錯する新しい分野であること、さらに制度や運用上の課題も多いことも重なって、市民後見人は実務を行っていくうえで処理に迷ったりどうしたらいかわからないことに頻繁に出会うことが予想される。この場合、気軽に相談したり協議したりする相談窓口がどうしても必要となる。困難な事例の場合は、専門家を交えた事例検討会なども考えられる。相談窓口がなければ、市民後見人は孤立を余儀なくされ、独善に陥った後見事務を行ってしまうおそれがある。市民後見人の信頼性を高めるためにサポート組織はまず相談窓口を置くべきである。

(B) 継続研修

自治体、NPO等が行う養成研修は、いわば市民後見人としての最低要求水準としての研修ではないかと考える。市民後見人として幅広い知識をもち、権利擁護者としての役割を十分に果たすには、サポート組織は不断にフォローアップ研修を行う必要がある。

継続研修は自らの能力を向上させるだけでなく、種々の分野の講師と接触することにより、他団体との連携促進、市民後見人間の交流（顔の見える関係づくり）、そしてサポート体制の充実などの効果がある。

(C) 執務管理（支援）

制度上、市民後見人に対する監督は選任した家庭裁判所が行うが、それは年1回程度であり、監督としては必ずしも十分ではない。そこで、市民後見人を推薦した責任者の役割として、妥当な事務をしているかどうかをチェックし、たとえば不適切な行為があれば改善に向けた指導をしなければならない。

具体的には、何らかの方法により市民後見人に対し後見事務の報告を求めることが考えられる（個人情報保護関係法令の抵触には注意を要する）。

このような執務管理がなされないと、家庭裁判所による発見が遅れ、本人が不利益を受けるおそれがある。仮に、損害が回復できないような事態になれば、市民後見人だけでなく制度そのものに不信感を与えることになる。後見人等に不正な行為や著しい不行跡などがあれば、家庭裁判所は後見人等を解任することができる（民法846条等）が、その

のような事態はどうしても避けなければならない。

なお、市区町村NPO等は所属する会員に対し、本人、その家族から財産の寄付、贈与などを一切受け手はならない旨の指導を行うことが求められる（規則をつくることが望ましい）。

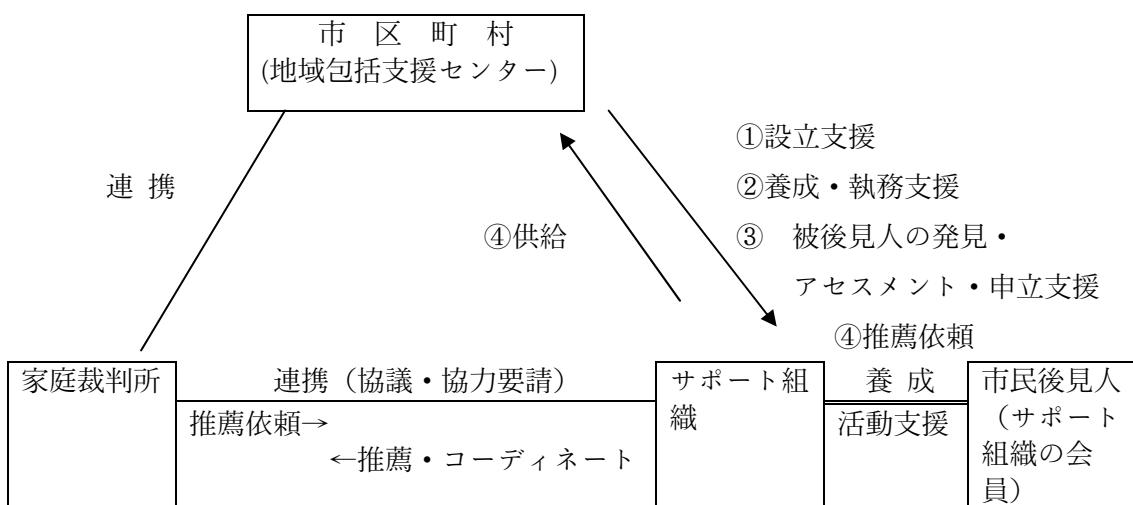
(D) 後任者の手配

市民後見人として生身の人間であるから、病気、死亡等により後見活動を続けることが困難になる場合もある。その場合、サポート組織があれば、事前に家庭裁判所と協議し本人にふさわしい後見人等を推薦することができる。

(2) 関係機関との連携

平成18年4月以降、各市町村に地域包括支援センターが誕生することになるが、後見人等の就任依頼は、個々の市民後見人ではなくサポート組織を通してされると考える。それは、サポート組織のほうが、継続性が担保され、選任後においても、より的確な改善や指導を求めることができるという安心感があるからである。今後、市町村長の申立てが増加することを視野に入れると、地域包括支援センターは、サポート組織とより緊密な関係を築く必要がある。いすれば、ドイツの市町村と世話人協会のように、一定の業務委託契約を結ぶような関係になることが望まれる。

家庭裁判所も同様の理由により、サポート組織を通して市民後見人の就任を要求するだろう。市民後見人一人ひとりに対する連絡や協議などは煩雑であり、現実的ではないからである。実際、家庭裁判所はサポート組織がなければ市民後見人を後見人等に選任しないのではないかと考える。



専門職団体としても、市民後見人を養成・確保するために一定の支援や協力をすることになると考えるが、その場合もサポート組織が受講者を把握しつつ管理することが望まれる。

サポート組織が充実し、地域包括支援センター、家庭裁判所そして関係機関、職能団体など地域福祉を支える種々の関係者とのネットワークができれば、支え合い助け合う仕組みを再生させることが可能である。その意味では、サポート組織は新たなコミュニティを形成する一員としての役割も期待されているといえる。

(3) 家庭裁判所との協議

市区町村等は市民後見人を推薦するにあたり、事前に家庭裁判所と、推薦方法、その基準、市民後見人等候補者名簿の提出の有無などについて十分協議しなければならない。これは、本来であればサポート組織がすべきであるが、サポート組織は未だ設置されていないので、当面、市区町村などがその役割を果たすことになる。

(4) 保険制度の構築

ボランティア保険の準用などではなく、後見人等としての職務に合致した保険に加入することが条件となろう。

6 受任体制の整備

養成研修を修了した者が、すぐに家庭裁判所からの後見人等候補者へ推薦されることは、市民後見人の場合、望ましい状況とはいえない。

養成段階で学習されたことを、すぐに単独で実践していくことは、通常かなりの困難を要することが多い。実際には成年被後見人等の預貯金などを預かり、身上監護事務では、生活上のさまざまな事柄を後見人等として決定していくことになっていく。そこには、市民後見人の個別の差は、あるもの大きな不安を伴うものと考えられる。

そのため、市区町村等は受任調整を行うなど受任を支える体制を整備することが、不可欠だと考える（当面、サポート組織としての役割を果たすことになる）。

まず前提として、市民後見人が受任する事件層というものを確認しておく必要がある。財源との関係で、報酬の有無を受任要件とする議論がある。しかしそれだけで十分とはいえない。その事件が抱える問題、つまり予測される後見事務がどのようなものかという視点に立った際、「生活を見守る」「年金等の限られた収入を被後見人のために、どのように使っていくかを考え、執行する」という2点が、予測される後見事務となるような事件が、市民後見人が受任していくべき事件層といえる。

そのうえで、受任予定である市民（養成研修修了者で活動する意思のある市民の名簿を单年度ごとに作成する）と、家庭裁判所から推薦依頼のある成年被後見人等とをできる限り適切に結びつけるという仕組みが必要といえる。

受任調整時の要件としては、①成年被後見人側としては、年齢、性別、疾患、家族構成

(一人暮らしかどうか)、居住地(居宅か施設等か、具体的地名)、予測される後見事務(借金等の整理があるか、今後の居所選択が迫っているか等)等があり、②後見人等候補者である市民側としては、年齢、性別、後見人等としての経験内容、居住地、関係する事項の有無(前職ないし現在成年被後見人が利用しているもしくは利用予定の医療・福祉サービス提供側に関与しているかどうかなど)が考えられる。

市民が後見人等として、その事件に生活を大きく振り回されることなく、同じ地域住民として、支える機能を担うという枠での受任を考えるべきであろう。

7 課題

(1) 市民後見人の制度的位置づけ

市民後見人を、親族後見人、専門職後見人に次ぐ第3の扱い手として位置づけ、制度的な手当てを行う。

(2) 市民後見人協会の必要性

サポート組織は、その地域にあって市民後見人の養成・供給、執務管理、関係機関との連携・調整などに重要な役割を果たすことが考えられるが、今後、市民後見人を制度的位置づけ、さらに家庭裁判所、支援センターと恒常的な関係を築いていくためには、定款、諸規則等を用意するなどの手当てを行い、「市民後見人協会」としての実体を形成する必要がある。サポート組織が支援センターと業務委託契約を結ぶことを視野に入れれば、より的確な業務執行が求められることになるので、独立性、客觀性はどうしても必要になろう。

(3) 審査機関の設置

さらに、市民後見人の養成・供給団体としての市民後見人協会の適格性を成年後見制度の趣旨・理念に照らして判断するための機関として、都道府県単位に「審査会」を設置する。審査会は、学者、裁判所関係者、行政、専門職団体等によって構成され、市民後見人協会についての適格性基準の策定、審査の実施、指導等を行う。

【資料1－1】

社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 研修実施要綱

平成13年7月2日決定

最終改正：平成17年5月10日

(目的)

第1条 この要綱は、社団法人成年後見センター・リーガルサポート（以下、「本法人」という。）が行なう研修の詳細を定め、もってその統一的かつ円滑な実施に資することを目的とする。

(単位)

第2条 研修規程第5条にいう単位の基準は時間制とし、1科目の研修時間60分で1単位、60分を超える30分ごとに0.5単位加算とする。ただし、1科目の付与単位は最高で2単位とする。

(研修の形式)

第3条 研修の形式は、次のとおりとする。

- ① 講義形式（本法人の管理の下に、ビデオテープ、DVD等の記録媒体を利用して行う集合形式のものを含む）で60分以上のもの。
- ② 討議、演習形式（いわゆるゼミナール形式）で60分以上のもの。
- ③ 討論会形式（いわゆるシンポジウム形式）で60分以上のもの。
- ④ 論文提出形式（いわゆる通信形式）のもの。
- ⑤ ビデオ等個人視聴形式（本法人の推奨するビデオテープ、DVD等の記録媒体を使用して個人で視聴する形式）で60分以上のもの。
- ⑥ 本法人が主催・共催する福祉・医療関連の施設訪問形式（引率責任者を定めた複数参加型のもの）で、実質訪問時間が60分以上のもの。

(カリキュラム表)

第4条 研修に関し、別紙「カリキュラム表」を定める。

- 2 カリキュラム表のA必修科目については、細分類項目にa、b、cの付された科目以外の研修は、A必修科目の単位としては認定されないものとする。
- 3 カリキュラム表のB一般科目については、大分類項目に属する研修であれば、細分類項目にあてはまらないものであっても単位を認定することができる。

(重複研修の取扱)

第5条 同一の名簿登載期間内に、同一科目の研修を2回以上履修した場合には、重ねて単位を取得することができない。ただし、研修科目番号等により内容が異なるものであることが認められるときはこの限りでない。

2 異なる名簿登載期間内に、同一科目の研修を履修した場合は、各期間ごとにそれぞれ単位を取得することができる。

(認定研修の特則)

第6条 研修規程第4条第3号の研修(認定研修)にあっては、その科目がカリキュラム表中の大分類項目に属するものでなければならない。

(論文提出形式の特則)

第7条 第3条第4号の論文提出形式によるときは、理事長がその内容を定めることとし、その単位付与の可否についても同様とする。なお、本形式による単位は第2条の規定にかかわらず、設問1問につき一律1.5単位とし、また設問番号にa、b、cの付された科目については、カリキュラム表A必修科目の単位として認定できるものとする。

(ビデオ等個人視聴形式の特則)

第8条 第3条第5号のビデオ等個人視聴形式によるときは、使用する記録媒体については本法人からの貸し出し、配布等の他、その推奨があるものに限ることとし、実施後において別に定める様式によるレポートの提出を義務づけるものとする。なお、本形式による単位は媒体に記録された時間によって定める。

(施設訪問形式の特則)

第9条 第3条第6号の福祉・医療関連の施設訪問形式によるときは、実施前に対象施設管理者の同意・許諾を得たうえ、本法人の引率責任者が同行し、施設関係者の案内・説明要員等の準備がされたものであることを要する。

(特別研修の特則)

第10条 司法書士法第3条第2項に関する認定を受けた者は、その認定日をもって、別紙「カリキュラム表」のA必修科目中「a 人権・倫理関連分野」の1.5単位を含む6単位を付与する。

(各名簿への登載に関する特則)

第11条 後見人候補者名簿及び後見監督人候補者名簿(以下、両者を合せて「各名簿」と

第2部 成年後見人等の養成・確保の現状と課題

いう)への登載を申請するときには、別紙「カリキュラム表」中、A必修科目「a 人権・倫理関連分野」、「b 福祉・医療関連分野」および「c 成年後見法実務関連分野」からそれぞれ1.5単位ずつの、必修3科目合計4.5単位を取得していなければならない。

(各名簿の更新に関する特則)

第12条 各名簿登載者が更新を申請する場合において、申請者が法定後見に関する補助人、保佐人、成年後見人、補助監督人、保佐監督人、成年後見監督人もしくは任意後見に関する監督人選任後の任意後見人、任意後見監督人のいずれかの事務を6月以上にわたって遂行していることが、本法人の執務規則に基づく業務遂行報告書等により確認できるときは、第2条に基づく単位2単位を取得しているものとみなす。

2 更新申請者が、前項のみなし単位を使用するときは、報告書等確認のための管理番号および事件名を明記しなければならない。

(報告義務)

第13条 支部は、研修を終了後遅滞なく、所定の様式により、その実施の詳細を本部に対し報告しなければならない。

(遅刻・早退の取扱)

第14条 研修の実施に際しては、原則として、15分を超える遅刻又は早退をした場合には、単位を付与することができない。

附 則

1. この要綱は、平成13年7月2日から施行する。

最終改正附則

1. この改正研修実施要綱は、平成17年7月1日から施行する。

別 紙

カリキュラム表

A 必修科目

- (大分類) a 1 0 0 0 人権・倫理関連分野
- (細分類) a 1001 個人の尊厳と幸福追求権
 a 1002 法の下の平等
 a 1003 財産権、居住権、拘束からの自由
 a 1004 生存権と社会保障
 a 1005 ノーマライゼーションと自己決定理念
 a 1006 権利擁護（アドボカシー）とは
 a 1007 第三者後見人としての倫理
 a 1008 成年後見に関する争訟技術とその対応
 a 1009 虐待の要因、虐待に対する救済手段
- (大分類) b 2 0 0 0 福祉・医療関連分野
- (細分類) b 2001 高齢者・障害者等に関する基本的理解
 b 2002 福祉に携わる人（社会福祉協議会・社会福祉法人等を含む）と資格
 b 2003 介護保険法ならびに支援費制度
 b 2004 高齢者の在宅福祉サービスと施設福祉サービス
 b 2005 知的障害者の在宅福祉サービスと施設福祉サービス
 b 2006 身体障害者の在宅福祉サービスと施設福祉サービス
 b 2007 精神障害者の地域生活支援に関する現状と問題点
 b 2008 地方自治体・社会福祉協議会等の関与する権利擁護活動の実際
 b 2009 高齢者施設、障害者施設、グループホーム、作業所等の在り方
 b 2010 認知症の種類とその接し方
 b 2011 相談業務とカウンセリングの基本
- (大分類) c 3 0 0 0 成年後見法実務関連分野
- (細分類) c 3001 成年後見制度の基本理念および現状と展開
 c 3002 家事審判法・規則・特別規則、非訟事件手続法、後見登記
 c 3003 法定後見の申立と審判確定後の実務
 c 3004 身上配慮義務、財産管理と身上監護
 c 3005 保佐人、補助人の実務とその特性
 c 3006 任意後見制度の概要と実務

- c 3007 任意後見・任意代理（持続的代理権）に関する契約書等作成と契約条項の検討
- c 3008 法定後見・保佐・補助監督人、任意後見監督人の実務
- c 3009 法人後見、法人後見監督に関する諸問題
- c 3010 成年後見人の権利義務およびその範囲（射程）
- c 3011 成年後見制度と司法書士(社団法人成年後見センター・リーガルサポート)
- c 3012 執務記録と財産管理事務、相談事務の処理ならびに報告

B 一般科目

(大分類) 4 0 0 0 成年後見制度に関するもの (以下は例示である)

- (細分類) 4001 成年後見比較法
- 4002 診断および鑑定に関する問題点
- 4003 施設入所と身元保証契約
- 4004 精神保健福祉法と保護者規定
- 4005 後見事務の終了と本人死後事務の検討
- 4006 財産管理の技法（信託・リバースモーニング等）と実務
- 4007 成年後見と親亡き後の問題
- 4008 法律扶助、成年後見制度利用支援事業、公益信託助成基金
- 4009 法定後見、任意後見、任意代理(持続的代理権)に関する実務事例研究
- 4010 成年後見制度に関する講演活動の実践

(大分類) 5 0 0 0 社会福祉・社会保障に関するもの (以下は例示である)

- (細分類) 5001 老齢年金、障害年金、各種福祉手当ならびに公的扶助・生活支援サービス
- 5002 介護保険サービスに関わる組織と機関、その具体的業務
- 5003 在宅支援と看護、地域リハビリテーション
- 5004 権利擁護システムと地方行政、福祉オンブズマン等第三者監視機構
- 5005 判断能力不十分な者が他者への加害・侵害者となったとき

(大分類) 6 0 0 0 医学・心理学・看護学に関するもの (以下は例示である)

- (細分類) 6001 インフォームド・コンセント
- 6002 治療・施術行為の諾否問題
- 6003 高齢者・障害者とのコミュニケーション
- 6004 発達障害医学とリハビリテーション

6005 老人保健施設、長期療養型病床群、ホスピス

(大分類) 7000 取引社会と法的救済手段に関するもの（以下は例示である）

(細分類) 7001 成年後見制度と不動産取引ならびに事業経営

7002 消費者契約法、特定商取引法、金融商品販売法

7003 高齢者・障害者と消費者被害に関する対抗手段

7004 暴力、詐欺、強迫、偽造行為等に対する防禦態勢と告訴・告発

7005 破産・民事再生手続等債務処理に関する実務

(大分類) 8000 遺言・相続・財産保全および承継に関するもの（以下は例示である）

(細分類) 8001 金融・証券・保険および金融派生商品等の基礎知識

8002 財産の保全ならびに運用に関する諸問題

8003 遺産分割・相続等の財産承継に関する実務

8004 遺言執行の実務と裁判手続き

8005 成年後見に関する遺言、扶養、養子縁組、婚姻等の諸問題

(大分類) 9000 上記の他、研修規程第2条に定める内容を備えたもの

【資料1－2】

社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 会員 執務規則

(目的)

第1条 この規則は、高齢者・障害者等の権利の擁護と福祉の増進に寄与することを目的とする社団法人成年後見センター・リーガルサポート（以下「本法人」という。）の会員に課せられた責務の重要性にかんがみ、本法人の会員による執務の公正さとこれに対する信頼を確保するため、必要な事項を定める。

(職責)

第2条 本法人の会員は、常に品位を保持し、法令、本法人の定款、諸規定及び総会決議を遵守し、公明正大にその職務を行わなければならない。

(執務姿勢)

第3条 本法人の会員が後見事務その他本法人の事業に関する事務（以下「後見事務等」という。）を行うに当たっては、高齢者・障害者等の意思を尊重し、かつ、その心身の状態と生活の状況に配慮しなければならない。

(守秘義務)

第4条 本法人の会員又は会員であった者は、正当な理由がある場合のほか、後見事務等を行うにつき職務上知り得た秘密を他に漏らし、あるいは自己若しくは第三者の利益のためにこれを利用してはならない。

②本法人の会員は、後見事務等を行うにつき職務上知り得た秘密を、その従業員又は使用人たる司法書士が他に漏らさないよう、指導しなければならない。

(研修等への参加)

第5条 本法人の会員は資質向上に努め、本法人が主催する研修はもとより、法律、福祉その他の学術及び実務に関する研修会、講習会等に積極的に参加しなければならない。

(報告義務)

第6条 本法人の会員が後見事務等を受任したときは、本法人の定款、支部運営規程等に則り、受任事件の概要、遂行状況その他一定の事項を報告しなければならない。

(適正報酬)

第7条 本法人の会員が行う後見事務等につき受領する報酬は、社会通念に照らして適正・妥当な額とする。

(禁止項目)

第8条 本法人の会員は、本法人の使命を自覚し、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 高齢者・障害者及び関係者等（以下「高齢者等」という。）から、受任事件の報酬に相当する金銭以外に、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益を収受し、あるいは

自らのために他者名義をもって収受させること。

(2) 高齢者等に対し、自ら又は自らの親族、又は自ら所属する組織に贈与、遺贈等を勧誘し、あるいは要求すること。

(3) 前各号のほか、高齢者等から執務の公正さに対する疑惑や不信を招くような行為をすること。

(助言・指導)

第9条 本法人の会員は、前条各号に該当するかどうかの判断が困難である場合、あるいは後見事務等を行うにつき疑義を生じた場合は、本法人に対して必要な助言・指導を求めることができる。

(後見事務等の委任)

第10条 本法人の会員は、病気、事故その他これに相当するようなやむを得ない事由がある場合を除いて、後見事務等を行うにつき復代理人を選任してはならない。

②前項により復代理人に後見事務等を行わせる場合には、本法人の会員は、その選任及び監督につき責任を負う。

(関係機関との連携)

第11条 本法人の会員が後見事務等を行うに当たっては、高齢者・障害者等の権利擁護と福祉の増進を目指し、親族、行政機関、福祉関係者その他専門職能との連携に努めなければならない。

(紛争処理)

第12条 本法人の会員は、依頼者等との間で紛議等が起こらないよう十分留意し、万一紛争が生じた場合は、遅滞なく本法人にその概要を報告し、誠実かつ速やかに対応してその解決に努めなければならない。

附 則

①この規則は、平成13年6月16日から施行する。

附 則

①この改正規則は、平成15年6月14日から施行する。

【資料2】

**成年後見人養成研修
(社団法人日本社会福祉士会)**

1. 研修の目的： この研修は、成年後見人等として実務を担う本会会員（成年後見人等受任候補者）の養成を目的とします。

研修修了後は、原則として権利擁護センター「ぱあとなあ」の成年後見人候補者名簿に登録していただきます。

2. 研修期間： 1年

3. 研修方法： 通信（9科目）

スクーリング（1泊2日）

4. プログラム： 別紙参照

5. 受講対象： 本会正会員であって研修修了後、権利擁護センター「ぱあとなあ」に後見人候補者として名簿登録できる者のうち、次の要件のいずれかに該当する方

（要件略）

6. 定員： 380人

5. 主催： 社団法人日本社会福祉士会 生涯研修センター

(別紙)

【研修プログラム】

学期	科目群	通信科目名	<科 目 の 学 習 目 標>
第1学期 4／1 ～ 5／25	成年後見制度総論	成年後見制度の解説	<p>1. 制度が成立した背景及び制度の趣旨と理念を理解する。</p> <p>2. 諸外国の制度との比較を通して、我が国の制度の特色を理解する。</p> <p>3. 法定後見制度と任意後見制度の概要と成年後見人等、成年後見監督人等の職務を理解する。</p>
		成年後見と権利擁護	<p>1. 成年後見人としての職務（ソーシャルワーカーとの違い）を理解する。</p> <p>2. 社会福祉士が後見活動を行う際に必要な倫理について再確認する。</p> <p>3. 後見活動を行ううえで必要な権利擁護の視点を理解する。</p>
第2学期 5／26 ～ 7／25	成年後見人に必要な法律の知識	実定法の基礎	<p>1. 成年後見人として実際に活動する際の基礎的素養となる法学の基礎知識を習得する</p> <p>2. 成年後見人として実際に活動する際の基礎的素養となる憲法の基礎知識を習得する</p> <p>3. 成年後見人として実際に活動する際の基礎的素養となる行政法の基礎知識を習得する</p>
		財産法の基礎	<p>1. 成年後見人として実際に活動する基礎的素養となる財産法の基本的な考え方及び枠組みについて、民法を中心として習得する</p> <p>2. 民事訴訟、民事執行、破産及び消費者保護制度の基本的枠組みを習得する。</p>
		家族法の基礎	<p>1. 成年後見人として実際に活動する際に必要な親族法の基礎知識を習得する。</p> <p>2. 成年後見人として実際に活動する際に必要な相続法の基礎知識を習得する。</p>
第3学期 7／26 ～	成年後見人に必要な財産管理・身元の知識	財産管理のための知識	<p>1. 成年後見活動に必要な財産管理の目的と理念を理解する。</p> <p>2. 財産管理の実践に必要な管理の主体、権限、場所、具体的方法に関する知識を習得する。</p>

第2部 成年後見人等の養成・確保の現状と課題

9／25	監護の知識		3. 成年後見制度と財産の承継及び相続の基本的な知識を習得する。	
		身上監護のための知識	1. 成年被後見人等の生活基盤維持のための諸制度と活用方法を理解する。 2. 成年被後見人等の身上監護面について必要な福祉サービス等について再確認す。 3. 福祉サービスの利用援助や苦情解決、成年被後見人等の権利擁護のためのしくみについて理解を深める。	
第4学期 9／26 ～ 11／25	成年後見活動の実際	成年後見活動のための精神医学と面接	1. 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等を理解するために必要な医学的知識を習得する。 2. 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の特性をふまえた面接の留意点を理解する。	
		成年後見人の実務	1. 申立てや受任直後の諸手続について理解を深める。 2. 成年後見人として行う後見事務や代理行為等についての実務を習得する。 3. 家庭裁判所等関係機関との連携・連絡調整について理解を深める。	
※支部における成年後見活動の理解 4月～8月頃に支部で実施			1. 所属する支部において、社会福祉士が行っている成年後見活動を理解する。 2. 所属する支部の中で、受講者同士の情報交換を行う。 3. 研修修了後の支部における自己の成年後見活動に関する具体的な目標を立てる。	
スクーリング 2月頃			1. 事例検討を通しての成年後見のあり方の再確認 2. 成年後見人としての実務に必要な知識、関係機関への依頼・連携の仕方について理解する。 3. 成年後見に資することのできるネットワークづくりのための人的交流を図る。	

【資料3】

世田谷区における区民後見支援員・区民後見人育成の取り組み

世田谷区保健福祉部長 秋山由美子

1 はじめに

平成12年度から介護保険制度が施行され、さまざまな福祉サービスが措置から自己責任による契約へと大きく変化した。区民の福祉ニーズもますます多様化する中で自己の判断能力が不十分になっても、利用者が質の高いサービスを安心して選択・利用でき、地域で安心して住み続けられる仕組みづくりが必要である。

世田谷区は社会福祉法第107条による地域福祉計画として、平成17年3月に、平成26年度までの10年間の計画として地域保健医療福祉総合計画を策定した。保健・医療・福祉分野に関する区の取り組む基本的な方針を定め、「尊厳」「発達」「自立」「参加」を基本理念とし、「サービスの質の向上」の項目では「成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の普及や活用を促進し、判断能力が十分でないサービス利用者などへの支援を一層充実する」としている。さらに自己選択の支援や利用者支援などとともに人材の育成に積極的に取り組む内容も盛り込まれている。

また、平成15年度に高齢者虐待対応の府内検討会を立ち上げ、課題を整理し、平成16年度には区民・事業者とともにワークショップを行いながら在宅高齢者を中心とした高齢者虐待対応マニュアルを作成するとともに「知ってください高齢者虐待のこと」と言うパンフレットを作成し、認知症高齢者の特性や対応など、区民への周知・啓発に努めている。平成17年度には施設内虐待の対応に着手し、区民向けシンポジウムを行った。また、認知症に対する地域の理解促進のためにケアに関する研修や講演会を行い、認知症サポーターの育成にも取り組んでいる。

こうした動きの中で、世田谷区としてサービスの量の確保は勿論のこと、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、サービスや契約内容などを判断する能力が不十分な人々も含め誰もが地域の中で安心して暮らすことが出来るよう、福祉サービスの利用者を保護し支援する仕組みの構築を目指し、平成17年度から3年間の世田谷区実施計画事業として「成年後見制度の推進」を掲げた。その後世田谷区成年後見支援センター設立準備会を発足し、平成17年10月、成年後見支援センターを設立した。

2 世田谷区成年後見支援センター

世田谷区社会福祉協議会では平成13年5月より、区内在勤・在住の弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門家集団と事例検討や後見人候補者の選任・後見業務の支援などの、成年後見に関する任意の学習会を開催し、平成14年4月からは成年後見連絡会として正式に発足し、現在もこの活動は事例検討委員会として機能を継続している。このネットワー

クが基礎となって専門家との協力体制の構築があり成年後見支援センターの開設が可能となつた。

区民周知については平成17年11月26日の開設記念シンポジウムや専門家による成年後見制度の説明と個別相談会を組み合わせた地域別セミナーを3回開催した。平成13年5月より成年後見制度に関する相談は社会福祉協議会で受けてきたが、「成年後見支援センター」と名称を明確にしたこと、マスコミにも取り上げられたこと等により一層の区民周知が図られ相談件数が増えている。さらには、介護認定審査会の認定結果通知とともに成年後見制度のパンフレットを同封するなど、区民への普及に努めている。

地域福祉権利擁護事業の窓口は福祉部門であるので区民にとって気軽に相談できるものである。この事業の利用があれば本人の状況を社会福祉協議会が確実に把握できるため法定後見への早期発見が可能になる。また、本人の様子を把握しているので、家庭裁判所への申請支援も容易になる。今後は地域福祉権利擁護事業と成年後見制度を活用し必要な区民に継続的な支援が出来る仕組みを構築していく必要がある。また、社会問題化している消費者被害についても消費生活部門との連携を図ることが重要である。さらに、平成18年4月から区内27箇所に開設される地域包括支援センターは区民の一番身近な相談窓口として権利擁護や虐待対応に取り組むことになっているため、こことの役割分担や連携のあり方は今後の課題である。

- ・ 実施主体 世田谷区が社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会に委託
- ・ 場所 世田谷区太子堂4-3-1
- ・ 窓口受付時間 月曜日から金曜日までの8時半から5時まで
- ・ 利用者 世田谷区民、その家族、保健福祉医療関係者など
- ・ 事業内容

(1) 支援センター相談員による相談

電話・来所などさまざまな方法で成年後見制度に関する相談に応じる窓口を開設している。最近は親族が後見人になるケースも増えているが、親族の相談には支援センター相談員とともに、区の保健福祉センター職員もあたっている。

(2) 弁護士による法律相談

あらかじめ電話で申し込みのあった相談について予約制で週1回30分程度弁護士が成年後見制度などの相談に応じる。

(3) 成年後見制度の利用支援

成年後見制度を利用するための申し立てや各種手続きに関する相談に応じる。また、親族向けに成年後見制度活用講座を実施し、申し立てや後見人就任後の業務などについて情報提供を行い、親族後見人となることに躊躇したり面倒と感じている人に対し、就任への意欲喚起や促しを支援している。

(4) 成年後見人の候補者に関する情報提供

本人自身が成年後見人候補者を探すことが難しい方、申請者がおらず、区長申し立ての場合など成年後見人候補者に関する情報提供を行う。

(5) 相談件数 別紙1参照。

3 成年後見制度を支える人材の育成

人材の育成は最大の課題であり、世田谷版「区民後見支援員養成研修」と「区民後見人養成研修」を行い、「サポート委員」の設置に平成18年度より取り組むこととした。

「区民後見支援員」は日常生活の見守りなどの身上監護を中心に成年後見人をサポートする。

「区民後見人」は区民後見支援員として実績を積み重ね「区民後見人養成研修」修了後、成年後見人としての活動を目指すものである。

「サポート委員」はとかく孤独になりがちな就任間もない成年後見人を支えるとともに質の確保を目指すものである。支援センター職員が相談に乗り、専門家のアドバイスなどが必要なものについてはサポート委員である専門家に相談、全体で共有、検討が必要と判断したものについて事例検討委員会で検討する。

これは現時点での考え方であるので、詳細を詰める過程で変更もある。この「後見支援員」や「後見人」の育成は、今後団塊世代が地域でさまざまな活動を行う中の大きなひとつになることを期待している。

「区民後見支援員養成研修」は18年度当初より実施するため、平成17年度中に区民周知を図り、オリエンテーションなどを行う。「区民後見人養成研修」は平成18年度後期から実施予定のため細目は今後詰めることになる。

4 区民後見支援員

(1) 活動内容

成年後見人の活動サポート

成年後見人の指示監督のもと、成年後見人が行う身上監護や財産管理などの後見業務をサポートする。たとえば被後見人を訪問し、日常生活上のさまざまな要望の聞き取りや生活費の受け渡しなど。

サポート活動の報告及び研修会への参加

(2) 応募資格

年齢25歳から65歳まで

研修修了後、後見支援員としての実績を積み、後見人の研修を受講し、実際に後見人となり活躍する年数を考えたため、支援員の応募資格は65歳までとした。

世田谷区内、あるいは隣接する区市に在住

地域密着型の考え方とともに、将来的に社会福祉協議会が後見人を監督することも考え

て在住を基本とした。

成年後見制度及び高齢者や障害者に対する福祉活動に理解と熱意があり心身ともに健康な方

研修後、区民後見支援員として活動できる見込みのある方

原則としてすべての研修に参加できる方

(3) 募集人数

20名程度

(4) 選考方法

事前説明会で受け取った申込書と作文を成年後見支援センターに提出。申込書は福祉活動暦や資格・自己PR・志望動機など、作文は区民後見支援員としてどのような活動をしたいかなどを書く。判断能力不十分な他者の意思、尊厳を尊重する考え方や取り組み姿勢、成年後見制度について学び活動しようとする意欲と能力、考え方への偏りがないこと、などを書類選考、面接を実施して選考する。

(5) 研修費用

受講料としてテキスト代や資料代を徴収予定

(6) 研修修了後から活動開始まで

研修修了生に修了書を発行し、区民後見支援員として成年後見支援センターに登録。

成年後見支援センターに専門職成年後見人から派遣依頼があった場合、被後見人の状況や居住地を考慮し区民後見支援員を紹介しその後、了解を得られれば被後見人への支援活動を開始する。当初は事例検討委員会で支援員の役割を明確にしてから紹介することも必要かと考えている。専門職後見人の指示監督のもとに区民後見支援員は動くこと、また区民後見人へのステップへの勉強であることから、親族後見人からの依頼については当面は見合わせることとしている。

(7) 活動費用

被後見人への支援にかかる活動に対し交通費は被後見人から支払われるが報酬については1年間の活動後、家庭裁判所の審判により決定される。(報酬を請求できない活動もある)

(8) 保険

東京都社会福祉協議会保険に加入。保険費用を誰が負担するかについては検討中。

(9) その他

「区民後見支援員研修」修了後「区民後見人養成研修」を受講することも可能。

(10) 研修時間

5日間、25時間　この他後見業務に同行するなどの実習6時間

土曜日の10時から4時に実施予定

(11) 研修内容　別紙2参照（編注・【資料4-1】）

法の理念と制度内容、身上監護、地域福祉権利擁護事業の制度内容と成年後見制度との関係、介護保険制度の仕組みと内容、世田谷区の福祉制度、認知症高齢者の疾病と症状及び接し方、知的障害者の特性と接し方、精神障害者の疾病と症状及び接し方、消費者被害への対応、事例と対応策の実際、成年後見支援員の役割、活動の実際について、後見業務活動に同行など

5 区民後見人養成研修

この研修は平成18年度の後期から開講予定であるため現在詳細について検討している段階である。大まかなイメージとして記載させていただいた。

(1) 区民後見人養成研修の目的

区民後見人が成年後見人として就任するためには家庭裁判所に選任される必要がある。区民後見人養成研修は家庭裁判所に推薦できる見識と社会貢献への熱意を持った人材を養成するものである。したがって講義だけではなく専門職後見人（弁護士・司法書士・社会福祉士など）のもとで実際の後見業務を体験する実務研修をあわせて行う。後見人候補者となる場合は資産及び負債状況を家庭裁判所に提出することになる。今後成年後見人を必要とする方々は増える一方である。是非、家庭裁判所には職業としての後見人のみならず第三者の後見人を認めていただきたいと願っている。こうした仕組みを作り、取り組んできても家庭裁判所で認められなければ何もならない。家庭裁判所は区民後見人に対しても責任と財産管理能力を求めており、家庭裁判所に推薦する側である支援センターの後見監督的機能が大変重要なものとなることを認識している。

(2) 活動内容

区民後見人は世田谷区成年後見支援センターの支援を受けながら被後見人（原則として世田谷区民）に必要な後見業務を行う。最初は専門職後見人との複数後見ということも考えられるかもしれない。区民後見人といえども、個人として責任を持って成年後見人を受任することになる。この責任は明確にしておく必要がある。

(3) 研修受講対象者

区民後見支援員養成研修修了者など、今後検討する。

(4) その他

研修修了後も一定期間は専門職後見人の元で実習を行うことを今後検討する。

(5) 区民後見人養成研修時間

研修時間 7日間、35時間、この他演習・実習時間あり

土曜日の10時から4時

(6) 区民後見人養成研修内容 別紙3参照（編注・【資料4-1】）

法の理念と制度内容（財産管理）、制度内容（身上監護）、財産法・相続法・家族法、地域福祉権利擁護事業の制度内容と成年後見制度との関係、世田谷区の福祉体系の理解、社

第2部 成年後見人等の養成・確保の現状と課題

会福祉法の理念と内容、介護保険制度、世田谷区の福祉制度、認知症高齢者の疾病と症状及び接し方、精神障害者の疾病と症状及び接し方、知的障害者の特性と接し方、申立と財産目録作成の実務、財産管理の実際と家庭裁判所への報告、対象者別後見業務の事例、消費者被害への対応、演習・申立・財産目録作成事務、実習・後見業務活動に同行

6 サポート委員

今後区民後見人が活動していくためには後見人を支える仕組みが必要になる。そのためにサポート委員の設置について現在検討中である。

(1) 目的

成年後見人のうち特に区民後見人の後見業務に関する相談などを受け成年後見人の育成・資質向上を目的とし後見業務に関する指導・助言、監督を行う。

(2) 委員

現在、成年後見支援センターが事務局として行っている事例検討委員会のメンバーである弁護士・司法書士・社会福祉士等

(3) 対象者

就任後間もない成年後見人

区民後見人

(4) 活動内容

平成18年度より成年後見支援センターで、いつでも、相談にのれる体制を確保する。後見業務に必要な制度や社会資源についての相談を受け指導助言を行う。区民後見人が行う事案については定期的に報告を受ける。相談を受けた事案についてはその後も定期的に報告を受け指導監督を行う。また、必要に応じて専門家のアドバイスや事例検討を行なう。

別紙1 職員による相談

項目	種別	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
受付	支援センター	70	72	48				190
	権利擁護	32	49	35				116
	社協	14	3	12				29
	小計	116	124	95	0	0	0	335
方法	電話	95	91	77				263
	来所	21	33	18				72
	小計	116	124	95	0	0	0	335
対象者	高齢者	83	87	63				233
	障害者	14	23	17				54
	他	19	14	15				48
	小計	116	124	95	0	0	0	335
相談者	本人	36	24	23				83
	子	25	24	19				68
	きょうだい	6	9	7				22
	配偶者	5	4	1				10
	親	6	9	6				21
	親類			6				6
	在介、保福、病院、行政、民生委員等	15	30	26				71
	他	23	24	7				54
	小計	116	124	95	0	0	0	335
問い合わせ内容 ※重複回答含む	成年後見	66	61	51				178
	任意後見	11	13	9				33
	後見人養成	7	3	2				12
	センターの内容	8	5	1				14
	地権	13	13	12				38
	財産管理	0	5	5				10
	シルバ-貸付	5	7	3				15
	遺言	3	2	2				7
	その他	7	15	10				32
	小計	120	124	95	0	0	0	339

【資料4-1】**世田谷区養成研修カリキュラム****「区民後見支援員」養成研修**

別紙2

回	科目	内容（事例をmajえながら、わかりやすく説明します）	時間 (含む休憩)
1	開講式 成年後見制度(1)	法の理念と制度内容 財産管理について	2.5時間
2	成年後見制度(2)	身上監護について	2.5時間
3	地域福祉権利擁護事業	制度内容と成年後見制度との関係 —生活支援員の活動から	2.5時間
4	福祉制度(1)	介護保険制度の仕組みと内容について	2.5時間
5	福祉制度(2)	世田谷区の福祉制度について（知的障害、精神障害について）	2.5時間
6	対象者の理解(1)	認知症高齢者、疾病と症状及び接し方	2.5時間
7	対象者の理解(2)	知的障害者、特性と接し方	2.5時間
8	対象者の理解(3)	精神障害者、疾病と症状及び接し方	2.5時間
9	消費者被害への対応	事例と対応策の実際	1時間
10	成年後見支援員の役割	活動の実際について	1.5時間
11	演習	被後見人とのコミュニケーションのとり方～傾聴と共感～	2.5時間
12	実習	後見業務に同行	3時間×2件
13	修了式　懇談会		

* 毎週土曜日 午前10：00～12：30、午後1：30～4：00

「区民後見人」養成研修

別紙3

回	科目	内容（事例をmajえながら、わかりやすく説明します）	時間 (含む休憩)
1	成年後見制度(1)	法の理念と制度内容（財産管理）	2.5時間
2	成年後見制度(2)	制度内容（身上監護）	2.5時間
3	民法	財産法・相続法・家族法	2.5時間
4	地域福祉権利擁護事業 その他の福祉	制度内容と成年後見制度との関係一事例から学ぶ 世田谷区内の福祉体系の理解	2.5時間
5	社会福祉法	社会福祉法	2.5時間
6	福祉各論(1)	介護保険制度	2.5時間
7	福祉各論(2)	世田谷区の福祉制度（知的、精神障害）	2.5時間
8	対象者の理解(1)	認知症高齢者、疾病と症状及び接し方一事例から学ぶ	2.5時間
9	対象者の理解(2)	精神障害者、疾病と症状及び接し方一事例から学ぶ	2.5時間
10	対象者の理解(3)	知的障害者、特性と接し方一事例から学ぶ	2.5時間
11	後見業務の実際(1)	申立と財産目録作成の実務	2.5時間
12	後見業務の実際(2)	財産管理の実際と家裁への報告	2.5時間
13	後見業務の実際(3)	対象者別、後見業務の事例	2.5時間
14	消費者被害への対応	事例と対応策の実際	2.5時間
15	演習(1)	申立・財産目録作成事務	1件
16	実習(2)	見守り活動の同行	2件
17	修了式、懇談会		

* 毎週土曜日 午前10：00～12：30、午後1：30～4：00

【資料4－2】

東京都研修カリキュラム

平成17年度

「社会貢献型後見人を目指すための基礎講習」開催予定

- 【会場】 東京都社会福祉保健医療研修センター 5階 502教室
 【講師】 弁護士、司法書士、社会福祉士、大学教授、精神科医 等
 【参加費】 無料（ただし、別途テキスト代をご負担いただく場合があります）

科目	主な内容
第1日 3月10日	①支援の基本的な視点 自己決定の尊重と残存能力の活用の重要性 自己決定と保護との調和
	②障害の理解と対象者理解 (知的障害) 知的障害とはなにか 支援にあたっての基本姿勢と留意点
	③障害の理解と対象者理解 (精神障害) 精神障害とはなにか 支援にあたっての基本姿勢と留意点
第2日 3月17日	④障害の理解と対象者理解 (認知症) 認知症とはなにか 支援にあたっての基本姿勢と留意点
	⑤成年後見制度の基本理念と概要 同意・取消権、代理権の内容と活用法 後見人にできること、できないことの理解
第3日 3月20日	⑥関係制度について 地域福祉権利擁護事業 東京都成年後見活用あんしん生活創造事業
	⑦関連法律知識 契約、親族、遺言、相続等
第4日 3月22日	⑧福祉サービスと社会資源 社会福祉の制度体系 主な関連福祉サービス
	⑨消費者保護施策と相談機関 消費者被害の現状と求められる対応策 主な相談機関
第5日 3月23日	⑩後見人からの実践レポート 成年後見に関わる事務 後見業務についてのレポートと質疑応答
	⑪演習 事例を想定したグループワーク これまで受講内容の統合と確認作業

※ 現時点での予定であり、今後、変更になる可能性があります。

※ 各日とも午前10時～午後4時半頃を予定しています。

【資料4－3】

伊賀地域福祉後見サポートセンター
第三者後見人養成研修プログラム（18年度からの実施）

日程	内容		講師	時間
1 日 目	本地域における支援を必要とする高齢者・障害者（精神・知的・身体）の現状と法制度（総論）－ニーズを踏まえて		行政職員等	1.5
	制度説明	その1－高齢者・障害法関係の説明	学者関係	1
		その2 成年後見制度、地域福祉権利擁護等のメニューの理解	法律実務家	1.5
	この地域実践論－窓口論・理念論	その1－福祉サービス供給の本地域の現状、福祉メニューについて	地域福祉関係者・専門職員	1.5
		その2－医学的知識の研修	医師	1.5
2 日 目		その3－本人の理解のために	臨床心理士又はカウンセラー	1
	この地域実践論－具体論	その1 法制度と具体例	法律実務家	2
		その2 支援論	専門職員・福祉関係者	1
		その3 後見実践論	専門職員又は法律実務家	1
	総括－まとめ		必要関係者全員	2
	合計			14

また、市民に地域福祉権利擁護事業を担っていただくための養成講座や認知症の人の家族を支援する人を養成する講座などを行っています。それぞれ定員いっぱい集まるほど関心が高く、認知症の人を介護する家族を支援する、やすらぎ支援員などは3年目ですが、毎年100人規模で開催しています。